

くろまぐろ型 TAC に関する愛媛県計画（試行）

（第 3 管理期間）

平成 29 年 7 月 1 日

変更 平成 29 年 8 月 30 日

第 1 太平洋くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- 1 本県において太平洋くろまぐろは、まぐろ養殖用の種苗供給を目的として主に宇和海において曳き縄釣り漁業を中心に漁獲されるが、太平洋くろまぐろの資源状況が低水準なことから、同資源の保存及び管理を通じて安定的で持続的な利用を図るために、国の基本計画により決定された漁獲可能量の本県の数量について、本県の漁業実態に応じた適切な管理措置を講じることとする。
- 2 漁獲可能量を適切に運用し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕数量の公表等実行措置を講じるため、同資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。
- 3 漁獲可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、太平洋くろまぐろの分布や回遊状況など、本資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、本県水産研究センターにおいては、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査を進めることとする。
- 4 本資源の適切な保存及び管理を図るため、漁業者間の自主的な取り決めを後押しし、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

第 2 太平洋くろまぐろの漁獲可能量について愛媛県に定められた数量に関する事項

太平洋くろまぐろの愛媛県知事管理数量の漁獲上限は次表のとおりである。

30 キログラム未満の小型魚 (以下、「小型魚」という。)	7.2 トン
30 キログラム以上の大型魚	国の基本計画第 5 の 1 の (2) に定めるように、我が国全体の漁獲量が 5,132 トンを超えないよう管理する。

小型魚について、全国において 3,423.5 トンの数量を超えたときには、本県に定める小型魚の数量が消化されていなくとも、その時点における本県における採捕の実績をもって、本県の小型魚の数量とする。

第 3 管理期間に係るくろまぐろ型の TAC に関する基本計画（試行）（以下、「基本計画（試行）」という。）第 3 により、我が国の漁獲上限から差し引く必要がある場合には漁獲可能量の改定を行うこととされている。このため、基本計画（試行）の第 5 のくろまぐろの漁獲可能量については都道府県別に定める

数量に関する事項が改定された場合には、本県計画の第2の本県に定められた数量を改定するものとする。

第3 太平洋くろまぐろの知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項
定めなし

第4 太平洋くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

本県では、第2に示した知事管理数量を遵守するため、以下の管理措置を講ずるものとする。

- 1 曳き縄、一本釣り漁業（養殖用種苗の採捕を目的とするもの）
 - (1) 通常時
 - ・種苗にならない個体の放流に努める。
 - (2) 第2に示した知事管理数量の7割到達時
 - ・操業回数の抑制に努める。
 - ・種苗にならない個体の放流に取り組む。
 - (3) 第2に示した知事管理数量の8割到達時
 - ・操業回数の抑制に取り組む。
 - ・種苗にならない個体の放流に取り組む。
 - (4) (1) から (3) の取組状況について、漁業者ごとの記録を求め、履行を確認する。
- 2 定置網漁業
 - (1) 通常時
 - ・小型魚の放流に努める。
 - (2) 第2に示した知事管理数量の7割到達時
 - ・網起こし回数の抑制の実施に努める。
 - ・小型魚の放流に取り組む。
 - (3) 第2に示した知事管理数量の8割到達時
 - ・網起こし回数の抑制の実施に取り組む。
 - ・小型魚の放流に取り組む。
 - (4) (1) から (3) の取組状況について、漁業者ごとの記録を求め、履行を確認する。
- 3 その他の漁業（1及び2以外の漁業で混獲が想定される漁業）
 - (1) 通常時
 - ・小型魚の放流に努める。
 - (2) 第2に示した知事管理数量の7割到達時
 - ・操業の抑制に努める。
 - (3) 第2に示した知事管理数量の8割到達時
 - ・操業の抑制に取り組む。
 - (4) (1) から (3) の取組状況について、漁業者ごとの記録を求め、履行を確認する。

4 漁獲量の報告は、広域漁業調整委員会指示による沿岸くろまぐろ承認漁業、定置網漁業（混獲等）及びその他の漁業（混獲等）別に関係漁業協同組合の漁獲量報告を取りまとめ、小型魚・大型魚ともに一般社団法人漁業情報サービスセンターに報告する。

報告頻度は、月末締め翌月末までの報告を基本とし、漁獲状況に応じて報告頻度をあげていくこと（概数報告）とする。なお、漁獲が積み上がった場合の頻度は第5に定める報告体制により行うこととする。

5 第2に示した知事管理数量の消化状況に応じて、7割で注意報、8割で警報を発出し、9割に達した際は操業の自粛を要請するとともに、関係漁業協同組合への周知及び指導を行うものとする。

6 遊漁者及び遊漁船業者に対して、以下の取組を行う。

(1) 漁業者の取組について周知を図る。

(2) 漁業者に対して警報等を発出した場合には、速やかに情報提供を行い、漁業者の取組に歩調を合わせた対応を要請する。

(3) 漁業者に対して操業自粛要請を発出した場合には、遊漁に対しても操業自粛要請を発出する。

第5 その他太平洋くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項

1 第2に示した知事管理数量について漁獲が積み上がった場合には、次のとおりの頻度で報告を求め、漁獲状況を把握することとする。

(1) 7割から9割まで：月3回（1～10日、11～20日、21日～末日）

(2) 9割を超えた場合：陸揚げした日ごとにその日から3日以内

2 上記1に基づく報告を求めた場合には、速やかに、集計値を漁協等県内関係者へフィードバックするとともに、水産庁に通知する。